

掛川市規則第 6 号

掛川市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

掛川市長

(別紙)

掛川市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市身体障害者福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

第7条 市長は、法第18条第1項又は第2項の規定による措置を行ったときは、法第38条第1項の規定に基づき、政令第30条第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額を当該身体障害者又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収するものとする。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。